

令和4年度
恵庭市公共空間
防犯カメラ設置補助制度

申請の手引き

作成：令和4年4月

はじめに

恵庭市では、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成 21 年度に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止に向け取り組んできたところです。

また、これらの取り組みを市及び防犯協会をはじめとする地域活動団体、事業者等が単独あるいは連携・協働して継続的に実践してきた結果、刑法犯認知件数は減少傾向となっていますが、子どもや女性に対する声かけ事案等は後を絶たず、人の目によるソフト面での対応には限界があることから、犯罪を起こさせない環境づくりとして、ハード面での対策を合わせて行う必要があります。

このような状況の下、ハード面での有効的な対策として 24 時間態勢の防犯活動を可能とした防犯カメラの導入が全国的に増え、犯罪の抑止や地域における見守りの役割が期待されるほか、犯罪事件の解決に活用されるなど、今後はさらに設置・普及が進むことが見込まれています。

当市においても、地域の防犯活動を補完する対策として、市民の広場において多くの意見が出されたほか、町内会からの生活環境改善要望、或いは町内会連合会から、地域が防犯カメラを設置する際に、その設置費用の助成についての要望がされているところです。

しかしながら、防犯カメラで撮影された映像は、適正に管理されなければプライバシーが侵害されることとなることから、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する統一的な基準が求められており、本年、当市が実施した「恵庭市の治安及び公共空間に地域が設置する防犯カメラに対する市民意識調査」においても、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する基準を定めるべきとの意見が数多く寄せられています。

そこで、防犯カメラを設置される方がプライバシーに配慮した適切な設置及び管理・運用を図るとともに、撮影される個人の不安の解消を図るため「恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」を策定するとともに、地域の防犯活動を補完する新たな支援策として、地域の公共空間を撮影するために町内会等が設置する防犯カメラへの補助制度を創設したところです。

本手引きでは、この補助制度を活用して地域に防犯カメラを設置する際の手続きの進め方についてまとめたほか、防犯カメラの設置にあたって、撮影される個人のプライバシーへの配慮が適切に図られるための必要な措置についても掲載しています。

この補助制度を活用する際には、本手引きをご確認いただき、補助金交付申請などの手続きを円滑に進めていただくとともに、防犯カメラの適切な設置及び管理・運用を行っていただきますようお願いいたします。

目次

◎ 恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助制度の概要

1. 制度の目的	4
2. 補助対象となる団体	4
3. 補助対象経費	4
4. 補助対象となる防犯カメラ	5
5. 補助制度を活用し設置できる防犯カメラの台数	5
6. 設置した防犯カメラの運用期間	6
7. ガイドラインの遵守、管理・運用基準の作成	6
8. 補助金額	6
9. 補助金の申請期間	6

◎ 防犯カメラ設置の流れ

○ 事前準備から管理運用までの流れ	7
○ 補助金交付の手続き	8
手順1 補助金申請までの準備	
1-① 町内会等で防犯カメラを設置することについての検討	8
1-② 町内会で設置に向けた意思決定	9
1-③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き	10
1-④ 設置費用・維持管理費用の計画	12
1-⑤ 防犯カメラによる撮影が予定されている画像の撮影	12
1-⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定	13
1-⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意	13
1-⑧ 防犯カメラの管理運用基準の作成	14
手順2 補助金交付申請	
2-① 補助金交付申請書	15
2-② 防犯カメラ設置に関する同意書	15
2-③ 防犯カメラ管理運用基準	15
2-④ 防犯カメラ設置に係る費用の見積書	15
2-⑤ 防犯カメラのカタログやシステム構築図等の資料	15
2-⑥ 防犯カメラ設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類	16
2-⑦ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面	16
手順3 市から交付決定通知書の通知	16
手順4 住民への周知	16

手順 5	防犯カメラの設置	1 7
手順 6	事業実績報告書の提出	
6-①	実績報告書	1 8
6-②	設置した防犯カメラにより撮影した画像	1 8
6-③	設置後の現況写真	1 8
手順 7	市から補助金交付額確定の通知	1 8
手順 8	補助金交付請求書の提出	1 9
手順 9	市から補助金の交付	2 0
手順 10	設置後の維持管理	
10-①	保守・維持管理	2 0
10-②	運用期間・機器の更新	2 1
10-③	管理運用基準に基づく運用	2 1
10-④	問合せや苦情などへの対応	2 1
10-⑤	撮影された映像の提供を求められた場合	2 2
10-⑥	維持管理などの業務を委託する	2 5
◎ Q & A		2 6
◎ 資料		
・ 恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に 関するガイドライン		2 8
・ 防犯カメラ設置及び管理・運用基準（参考）		3 4
・ 補助金に関する様式の記入例		4 2
・ 防犯カメラの参考機種		5 1

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助制度の概要

1 制度の目的

この制度は、地域の自主的な防犯活動を補完し、安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会や自治会などが地域に防犯カメラを設置する費用の一部を補助するものです。

2 補助対象となる団体

単位町内会や自治会、これらの町内会・自治会の連合体が、補助の対象となります。



防犯カメラの設置にあたっては、町内会等で地域内に防犯カメラを設置することについて、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

- ①防犯カメラの機器購入費用及び設置工事にかかる経費
- ②防犯カメラが設置されていることを示す表示物の購入及び設置にかかる経費



- ❶新たに購入する防犯カメラが補助の対象となります。
- ❷レンタルやリースで設置する場合は、補助の対象外です。
- ❸各種許可や申請、手続きに係る費用、機器の保守点検費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、電柱等への共架した際の共架料、保険料は補助対象外です。
- ❹移設や撤去に係る費用は、補助対象外です。

4 補助対象となる防犯カメラ

防犯活動を目的として、道路や公園などの公共空間を撮影範囲とし、下記の要件を満たす機能を持った防犯カメラが、補助の対象となります。

補助の対象となる防犯カメラの要件 （参考：防犯カメラの参考機種 P 5 1）

設置目的	犯罪の防止を目的に継続的に設置されるカメラ
設置場所	道路、公園、広場など不特定多数の人が自由に利用し又は、通行する公共空間に設置すること
撮影機能	・ 1日24時間撮影し、夜間の撮影においても人物等が特定できる撮影ができること ・ 私的な空間の撮影を防ぐ、マスキング等の機能があること
録画機能	・ 録画装置（CD・DVD・メモリーカード・HD等）を備えていること ・ 映像の保存日数が1か月以内であること ・ 映像データを保護するIDやパスワードの設定機能があること



- ❶ 一般の方が立ち入ることができない場所への設置は補助の対象になりません。
（マンション等の集合住宅の共用部分や工場の敷地内など特定の人だけが利用する場所）
- ❷ 特定の個人を識別することのできないカメラは対象になりません。
- ❸ 特定の個人だけを識別するための映像等を自動的に照合する機能や音声を録音する機能を持つカメラ、録画装置を備えていないカメラは補助の対象になりません。

5 補助制度を活用し設置できる防犯カメラの台数

同じ年度で補助制度を活用して設置できる台数は、1町内会等につき1台です。

6 設置した防犯カメラの運用期間

補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、設置後5年間は管理運用していくことが必要です。無断で移設又は撤去することはできません。

移設等が必要になった場合は、承認を得る必要があります。

7 ガイドラインの遵守、管理・運用基準の作成

防犯カメラは、地域で不安や危険だと感じる場所など、犯罪の発生を抑止することを目的に設置する場所であることが重要となります。

また、撮影される個人の不安の解消とプライバシーに配慮した適正な設置や管理及び運用が必要となることから、「恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守し、設置する町内会等では、「防犯カメラの設置及び管理・運用基準」を必ず定めてください。



- ・ 恵庭市防犯カメラ設置補助制度における防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン 参考：28 ページ
- ・ 防犯カメラの設置及び管理・運用基準 参考：34 ページ

8 補助金額

1台あたり補助上限額は16万円です。上限額の範囲内で補助の対象となる経費の全額を補助します。それ以上の費用については、町内会等の負担となります。

9 補助金の申請期間

令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）

事前準備から管理運用までの流れ

手順1 補助金申請までの準備

- ① 町内会等で防犯カメラの設置についての検討（役員会等での協議）
- ② 町内会等で設置に向けた意思決定（総会等での議決）
- ③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き（土地や建物所有者との協議）
- ④ 設置費用・維持管理費用の計画
- ⑤ 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影
- ⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定
- ⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意
- ⑧ 防犯カメラの管理運用基準の作成



手順2 補助金交付申請書の提出

- ①補助金交付申請（様式第1号）、②防犯カメラ設置における撮影同意書（様式第2号）、③防犯カメラ管理運用基準、④設置等に係る費用見積書、⑤防犯カメラのカタログやシステム構築図等の資料、⑥設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類、⑦防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面



手順3 市から補助金交付決定の通知



手順4 住民への周知



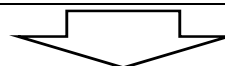
手順5 防犯カメラの設置



手順6 実績報告書の提出

実績報告書類の作成・提出

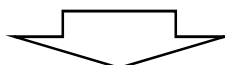
- ①事業実績報告書（第10号様式）、②設置した防犯カメラにより撮影された画像
- ③設置後の現況写真



手順7 市から補助金交付額の確定通知



手順8 補助金交付請求書の提出



手順9 市から補助金の交付



手順10 設置後の維持管理

補助金交付の手続き

手順 1 補助金申請までの準備

1-① 町内会等で防犯カメラを設置することについての検討

防犯カメラの設置は、犯罪発生を抑止や地域における見守りの役割などの効果が期待されている一方で、プライバシーに配慮した設置や管理・運用を行うことが求められます。

防犯カメラを設置することについて、役員会や防犯部などで十分に検討していただき、設置を決定する場合は、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がされていることが必要です。

町内会等での意思決定に向け、役員会、防犯部等で、次の項目などについて、十分に検討してください。

ア 防犯カメラを設置すること

防犯カメラの設置に関する検討を進めるにあたり、地域における体感不安や犯罪・不審者の発生状況のほか、既存の地域での防犯パトロールや見守り活動などとの関係から防犯カメラの必要性について十分検討し、地域に防犯カメラを設置することが必要であることを確認してください。

イ 防犯カメラの設置場所の検討

防犯カメラは、犯罪の防止を目的に継続的に設置されるものであることから、設置場所の検討においては、地域内の不安や危険とを感じるような場所で、どこに設置することが犯罪の防止に効果的かという観点で検討してください。

また、防犯カメラを設置する場合は、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可、撮影範囲に居住される方からの同意が必要となりますので、設置場所としたい、候補場所を複数用意しておくことが望ましいです。

なお、千歳警察署へ設置場所について相談することもできます。

また、防犯カメラの設置場所は、手続きが容易なことから、恵庭市所有の街路灯を推奨しています。

ウ 町内会としての意思決定の方法

防犯カメラの設置においては、町内会の規約に基づく手続きによって意思決定がされることが必要です。

町内会としての意思決定を行うに当たりどのような手続きによる決定が必要であるか確認してください。

1-② 町内会で設置に向けた意思決定

役員会等で検討された項目などについて、町内会の規約等に基づく手続き（総会等での議決）によって、意思決定を行ってください。

ア 防犯カメラを設置すること



防犯カメラを設置することの意思決定をする際は、市のガイドラインの内容に沿った管理運用基準を作成し、適正な設置、管理・運用を行うことなどを説明することが重要です。

イ 複数案の防犯カメラの設置場所



防犯カメラの設置においては、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可、撮影範囲に居住される方からの同意が必要となりますので町内会等としての意思決定を行う際は、複数の設置場所を候補としていることを説明しておくことが望ましいです。

ウ 設置場所の決定等に関して役員会等への委任



防犯カメラの設置においては、設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可や撮影範囲に居住される方からの同意が必要となるため、町内会等としての意思決定が総会の議決である場合は設置場所の決定を役員会等へ委任するということの意思決定を行うことで、その後の手続きが円滑に進むものと考えられます。

エ 意思決定が行われた際は、その内容を回覧板等により町内会員に周知してください。



総会などで、防犯カメラを設置することを意思決定した内容を町内会等の会員に周知して下さい。

なお、設置する際には、防犯カメラの運用に関する必要な事項を周知することが必要です。

1－③ 防犯カメラ設置場所に応じた手続き

町内会で意思決定が行われた設置場所から具体的な取付け箇所を決め、その設置場所に応じた手続きが必要となります。

設置場所により異なりますので、次の①～⑤を参照してください。

①民有地内が設置場所の場合

内 容	・土地建物等の所有者から承諾を得て、その所有者からの承諾書が必要です。 ・防犯カメラの取付け箇所が民有地であっても、防犯カメラの一部が道路へはみ出す場合は、道路占用許可が必要となりますので、道路管理者に相談し取付けの可否を確認してください。
協 議 先	土地所有者 道路管理者 市建設部管理課（☎33-3131 内線 2411）
設 置 方 法	・専用の柱で設置 ・土地建物等の所有者が所有する建物や既存の柱への共架
補助金の申請に必要な書類	・承諾書（様式第6号） ・道路占用許可書の写し ※道路管理者が定める所定の様式により交付されます。

②道路上（道路敷地内）が設置場所の場合

内 容	道路管理者と協議し、道路占用許可が必要となります。 ※設置箇所によっては、設置できない場合があります。
協 議 先	・道路管理者 市建設部管理課（☎33-3131 内線 2411）
設 置 方 法	・専用の柱で設置 ・道路管理者が設置する既存の柱などへの共架
補助金の申請に必要な書類	・道路占用許可書の写し

③電柱等へ添架し設置する場合

内 容	電柱等以外に防犯カメラを取り付けることができないか検討し、設置できない場合に申請してください、電力会社が所有する電柱、通信事業者が所有する柱へ共架する場合は、それぞれの事業者と事前の協議などが必要です。 ※電柱等については、設置できない場合があります。
協 議 先	電柱の場合 北海道電力（株）千歳ネットワークセンター（☎0120-06-0348） 電話柱の場合 N T T 東日本北海道 設備部サービス運営部門 設備管理担当（☎011-613-5550）
設 置 方 法	各柱への共架
補助金の申請に必要な書類	それぞれの共架者が発行する許可書類の写し

④防犯灯や街路灯へ添架し設置する場合

内 容	市の防犯灯または、市の街路灯に添架する場合は、市の担当課と事前の協議などが必要となります。 ※設置箇所によっては、設置できない場合があります。
協 議 先	防犯灯の場合 市生活環境部生活環境課（☎33-3131 内線 1181） 街路灯の場合 市建設部管理課（☎33-3131 内線 2411）
設 置 方 法	防犯灯独立柱への添架 街路灯への添架
補助金の申請に必要な書類	担当課が発行する許可書類の写し

⑤公園を撮影場所とする場合

内 容	公園内を撮影するために設置する場合、市の担当課と事前の協議などが必要となります。
協 議 先	市建設部管理課（☎33-3131 内線 2421）
設 置 方 法	専用の柱で設置
補助金の申請に必要な書類	担当課が発行する許可書類の写し



- ・千歳警察署生活安全課では、防犯カメラの設置場所や撮影方向、撮影する画角などの相談を行っていますので、相談を希望される場合は、生活環境課へご連絡ください。
- ・建物、土地、道路、街路灯等の所有者から防犯カメラの移設・撤去を求められた場合の費用は、原則として町内会の負担となります。
- ・落下等により事故等が発生した場合は、町内会の責任となります。



設置場所となる土地や建物等の所有者からの許可手続きにおける協議先や警察署への相談の際、生活環境課で相手方との調整などの協力を行いますので、ご相談ください。



設置場所が北海道電力の電柱となる場合は、北海道電力ネットワーク㈱が定める設置基準を満足する必要があるため、ご注意ください。なお、ご相談は北海道電力ネットワーク㈱へお願いします。

1-④ 設置費用・維持管理費用の計画

防犯カメラの設置箇所が決まったら、防犯カメラの販売・設置事業者にご相談し、防犯カメラの機種を選定や見積書を作成してもらってください。

その見積書を参考に、町内会等における防犯カメラ設置に係る事業費の収支予算を作成してください。

また、設置後の維持管理費用についても設置業者などから見積書を作成してもらってください。



補助金の対象となる防犯カメラの要件や対象となる経費については、4～5ページを参照してください。

また、防犯カメラ設置場所には、「防犯カメラ作動中」などの表示が必要となりますので、表示板の購入・設置などの費用も見積りして下さい。

1-⑤ 防犯カメラによる撮影が予定されている画像の撮影

補助金交付申請時の際は、防犯カメラにどのような画像が撮影されることになるのかを確認するため、防犯カメラの見積を依頼した業者に協力をお願いし、防犯カメラにより撮影が予定されている画像の用意をしてください。



画像の確認は、防犯カメラでの撮影範囲に私的空間へのマスキングを設定する範囲の検討や撮影範囲となる住民から同意をいただくために必要な資料となります。

1-⑥ 私的空間へのマスキング範囲の決定

防犯カメラの設置に当たっては、撮影される個人のプライバシーへの配慮が必要となります。

そのため、防犯カメラを設置する位置によっては、玄関や窓といった私的空間が映りこむ場合があります。このような場合には、撮影する角度や撮影する範囲の調整、防犯カメラのマスキング機能により私的空間が映らないようにすることが必要となります。



【マスキング機能】

防犯カメラで撮影・録画する映像のうち、特定の部分を黒塗りなどして撮影、録画をしないようにする機能です。マスキングできる箇所数は、防犯カメラの機種により異なります。

【プライバシーへの配慮が必要な私的空間】

住宅や店舗の玄関、窓その他の日常生活の様子がうかがえる私的な空間

1-⑦ 撮影範囲となる住民への説明・同意

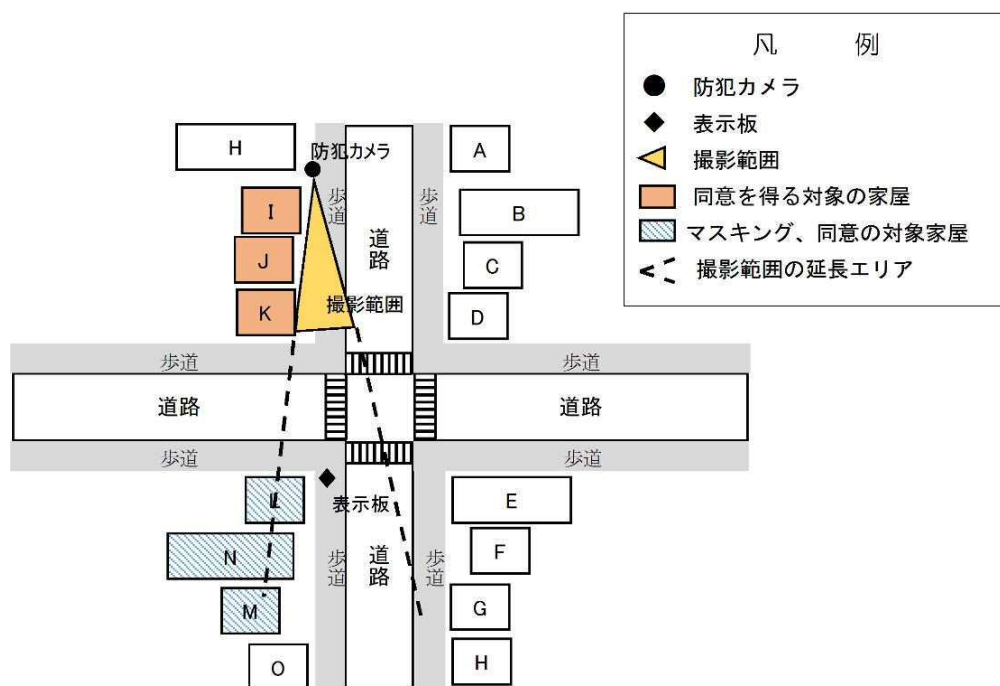
防犯カメラの設置に当たっては、撮影範囲に居住されている方のプライバシーへの配慮が必要となります。

そのため、防犯カメラで撮影が予定されている映像と管理運用基準を用意し、どういった映像を撮影する予定か、また、どのように撮影した映像を管理していくのかを説明し、防犯カメラの設置について同意をいただくことが必要となります。



【同意を得る相手方】

撮影される範囲内の住居や店舗から同意を得る相手方は、次の図を参考として下さい。



防犯カメラの設置場所からの撮影画像から私的な空間の映りこみや同意が必要となる家屋等を確認してください。

上記の例の場合、L・N・Mが撮影範囲内の家屋となり、玄関や窓など私的な空間が撮影されることを確認できたことから、設置の同意とマスキングが必要な家屋となり、I・J・Kは私的な空間の映りこみはないが、撮影される範囲の延長エリア内の家屋であったことから設置の同意が必要な家屋となった例です。

1ー⑧ 防犯カメラ管理運用基準の作成

設置する防犯カメラをガイドラインに沿った、設置や管理、運用となるよう必ず「防犯カメラ設置及び管理・運用基準」（以下「管理運用基準」という。）を作成してください。

管理運用基準では、管理責任者の設置、映像の適切な管理、プライバシーの保護、映像の利用や提供の制限などのルールを定めなければいけません。（作成例があります）



管理運用基準は、町内会等で防犯カメラを設置し、管理・運用していくために非常に重要なルールとなります。

ガイドラインや作成例（34 ページ）を参考に作成してください。

管理運用基準には、設置場所や撮影範囲がわかる配置図の作成が必要です。

手順 2 補助金交付申請

補助金交付の申請には、所定の申請書に次の書類を添えて提出していただきます。

書類の作成に当たっては、P42 からの記載例を参考にいただき、使用する印鑑は申請に係る書類、補助金交付決定後の請求印などすべて統一してください。

2-① 補助金交付申請書



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第 1 号）参考：P43

2-② 防犯カメラ設置に関する同意書



防犯カメラ設置に関する同意書（様式第 2 号） 参考：P49

2-③ 防犯カメラ管理運用基準



防犯カメラの設置及び管理並びに運用に係る基準 参考：P34

2-④ 防犯カメラの設置に係る費用の見積書



手順 1-④で防犯カメラの販売・設置事業者などから提出された見積書

2-⑤ 防犯カメラのカatalogやシステム構築図等の資料



防犯カメラの販売・設置事業者などから提供された、設置する防犯カメラの仕様やカatalog、システムの構成などが分かる資料

2-⑥ 防犯カメラ設置場所の所有者からの同意又は許可等を証する書類



防犯カメラの設置場所によって必要な書類が異なります。

- ・ 民有地の場合：その土地等の所有者からの設置に関する承諾書（任意様式）
参考：P50
- ・ 道路上の場合：道路管理者から交付される許可書
- ・ 公園内の場合：公園管理者から交付される許可書
- ・ 電柱へ共架する場合：共架の申し込みに関する書類

2-⑦ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面



手順1-⑤で撮影した画像と管理運用基準の作成の際に作成した撮影範囲を示す配置図

手順3 市から交付決定通知書の通知

町内会などから提出された補助金交付申請書類は、市で内容の審査を行います。

市の審査が終了し、補助金の交付を決定したときは、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

手順4 住民への周知

設置される防犯カメラの設置場所や運用などの情報を回覧等の方法により地域内の住民に周知し、共有してください。

町内会員・非会員を問わず、地域の皆さんが防犯カメラを設置されていることが認識できるように周知することが大切です。

また、市でもこの補助制度を活用して設置された防犯カメラの設置場所を市のホームページで周知します。



地域に設置される防犯カメラが、プライバシーに配慮した運用がされることを地域内で情報を共有することが大切です。次の内容などについて、回覧板等で情報を共有してください。

- ・ 防犯カメラの設置場所や台数
- ・ 防犯カメラを設置していることの表示（表示板設置場所や内容）
- ・ 防犯カメラの管理責任者（氏名や連絡先）
- ・ 録画装置に関すること（記録媒体の種類）
- ・ 映像データの保存期間
- ・ 問合せや苦情などの連絡先



回覧等を使用した周知文又は回覧物

手順5 防犯カメラの設置

市から交付決定通知書の交付を受けたら、防犯カメラを購入し、設置してください。
設置の際は、「2-⑦防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面」に基づきマスキング等の設定を販売・設置事業者に依頼してください。

また、設置完了後の実績報告の際に、設置した防犯カメラで撮影された画像や設置後の現況写真が必要となりますので、販売・設置事業者に依頼し、入手してください。

補助金交付申請時に想定していなかった住宅の玄関や窓といった私的な空間が映りこんでいないかを再度確認し、もしも映りこんでいる場合は、撮影する角度の調整やマスキングを設定してもらうようにして下さい。



設置工事を行った際に、補助金交付申請時に提出した見積書の費用と実際の費用が変わった場合は、変更の申請手続きが必要となる場合があります。
変更が生じた場合は、市生活環境部生活環境課までご連絡ください。



撮影された映像の安全管理の徹底のため録画装置や録画媒体などは、IDやパスワードの設定のほか、インターネットや無線を利用した運用をする場合には、ウイルス対策などが必要です。

なお、録画装置や録画媒体へのID・パスワードについては、市が設定し適正に管理します。



- ・ 設置した防犯カメラにより撮影された画像（マスキングされた画像）
- ・ 設置後の現況写真（防犯カメラの設置がわかる写真）

手順6 実績報告書の提出

防犯カメラ設置が完了したら、速やかに事業実績報告書に次の書類を添えて提出して下さい。

書類の作成に当たっては、P 47からの記載例を参考にいただき、使用する印鑑は申請の際に使用した印を使用してください。

6－① 実績報告書



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第10号）

6－② 設置した防犯カメラにより撮影された画像



手順5の防犯カメラにより撮影された画像（マスキングされた画像）

6－③ 設置後の現況写真



手順5の防犯カメラの設置がわかる写真

手順7 市から補助金交付額確定の通知

市で提出された実績報告書の内容を審査します。審査終了後、市から補助金交付額の確定通知書が送付されます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書（様式第 1 1 号）

手順 8 補助金交付請求書の提出

市から補助金交付額の確定通知書を受け取ったら請求書を作成し、補助金の請求を行ってください。

なお、補助金の請求方法は、次の 2 通りがあります。

（１）精算払

防犯カメラ設置後に実績報告書を提出し、補助金交付額の確定後に交付を受ける方法。



防犯カメラの設置に係る費用の全てを町内会などの設置者が、販売・設置業者へ支払い、実績報告書を提出し、補助金交付額が確定した後、市から補助金が交付されます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第 1 2 号）

（２）概算払

補助金交付の決定後、防犯カメラ設置前に交付を受ける方法。



防犯カメラの設置に係る費用の内、交付が決定された補助金の範囲内で、防犯カメラが設置される前に、補助金の交付を受けることができます。



恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付申請書（様式第 7 号）
恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付請求書（様式第 8 号）

手順 9 市から補助金の交付

市は提出された請求書により、指定された口座に補助金を交付します。

手順 10 設置後の維持管理

10-① 保守・維持管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際には、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用の確認をしておくことが大切です。

また、定期的に設置した防犯カメラの作動状況の点検や防犯カメラの落下を防ぐため、留め具の確認が必要です。



防犯カメラの保守や維持管理の費用は町内会などの負担となります。

【参考】主な防犯カメラの維持管理にかかる費用

○防犯カメラの電気料・・・約 5,000 円

○ほくでんの電柱へ共架した場合の共架料・・・1,700 円

○N T T の電柱へ共架した場合の共架料・・・1,200 円

○その他、土地などの使用料や損害責任保険料、保守点検料など設置場所や防犯カメラの機種、保険の加入内容などにより費用は異なります。



【損害保険】

防犯カメラの落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、定期的な点検のほか、賠償責任保険などの加入についてご検討ください。

【保守点検】

防犯カメラの運用に支障をきたさないよう、点検の頻度や点検に係る費用等について、設置事業者に確認をして、必要に応じて保守点検についてご検討ください。

10-② 運用期間・機器の更新

補助金により設置した防犯カメラは、設置から5年間は継続して管理運用していく必要があります。

また、設置から5年以上、管理運用した防犯カメラなどの機器の更新が必要となった場合、補助金を活用することができます。



防犯カメラの設置場所が道路上や公園、電柱などの場合、それぞれ使用許可の期間が定められています。使用許可の期間が満了する前に、更新手続きが必要となります。

10-③ 管理運用基準に基づく運用

防犯カメラの設置は、犯罪発生未然防止や犯罪事件の早期解決に役立つ一方で、防犯カメラの不適切な運用により、撮影された映像の流出や目的外に利用される危険性もあります。

設置した防犯カメラがプライバシーに配慮した、適正な管理や運用を行うため、町内会等で作成した「管理運用基準」に基づいた適正な運用が必要です。

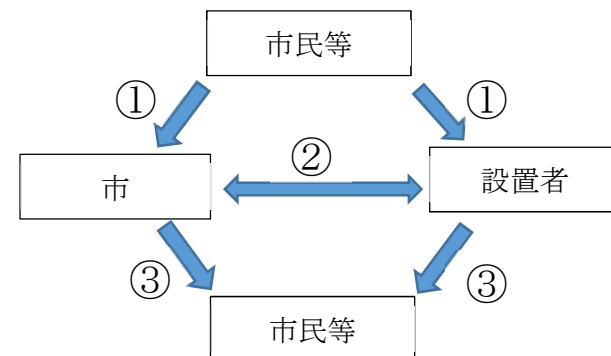
10-④ 問合せや苦情などへの対応

住民の方などから寄せられる防犯カメラに関する問合せや苦情などへの対応は、町内会と市が連携して対応します。

また、問い合わせや苦情等があった場合は、処理簿を作成し記録しておく必要があります。



問合せや苦情への対応は、その受理先（市又は設置者）が対応者となる内容と、設置者と市が協議し、対応を引継ぐことが必要な内容に分かれることから、その内容による対応者の区分と対応フローを下図のように整理します。



- ①市民等からの苦情・問い合わせの受理
- ②内容に応じて設置者と市が連携・協議又は対応の引継ぎ
- ③市民等への対応
- ④問い合わせ・苦情等処理簿へ記録

内容区分	対応者	
	設置者	市
ガイドラインに関すること		○
補助制度に関すること		○
防犯カメラの設置及び管理運用基準に関すること	○	
防犯カメラ設置の決定に関すること	○	
防犯カメラ設置場所の決定に関すること	○	
設置者における映像の管理や保管など運用に関すること	○	
映像の閲覧や提供に関すること	○	

※この内容区分にない事項は、設置者と市が協議し対応する。

10-⑤ 撮影された映像の提供を求められた場合

撮影された映像を提供できるのは、ガイドラインに該当する下記のいずれかの場合に限られます。

また、映像を提供の可否を決定する場合は、市との協議が必要です。

映像の提供依頼があった場合には、提供する相手方の身分を確認してください。提供する場合は、必ず提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等の「映像提供記録書」を作成し、適正に保管してください。

（１）法令に基づく下記の照会があった場合

- ①刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会。
- ②弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士からの照会。



捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）は任意捜査ですが、拒絶した場合は、裁判所の搜索差押令状による差押も可能であることから強制的に提出させられる可能性があります。

弁護士法23条の照会は、弁護士が受任している事件について、公務所又は公私の団体に必要な事項の報告を求めることを申し出ることができるもので、照会を受けた団体は、正当な理由がない限り照会された事項について報告する義務があります。

- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。



例えば年少者や認知症などの高齢者が行方不明となり、警察が家族からの搜索願いを受け、警察や市の機関から映像の提供を要請された場合などが考えられます。

個人情報保護に関する法律の規定では、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合（本人の同意を得る間がない）と認められるとき（行方不明者の安否確認など）は、個人情報を利用することができる余地があります。

- (3) 市との協議により映像を提供する場合

市との協議により映像を提供する場合は、提供日時、提供先、提供理由などについて、映像提供記録書を作成し、保管してください。



映像を提供する場合「映像提供記録書」を作成・保管することが必要です。

- (4) 映像を提供する場合のデータの取り出し

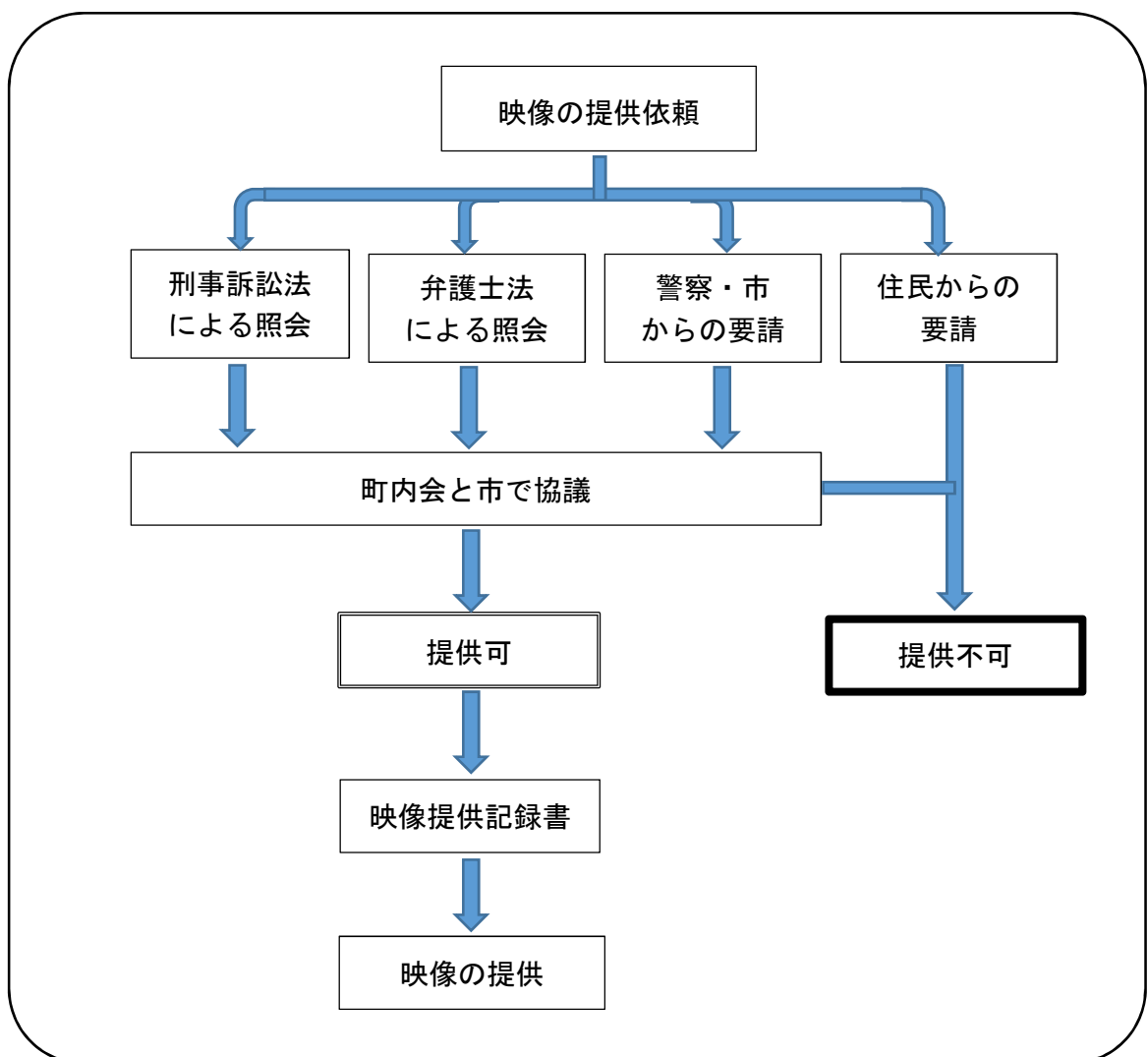
映像を提供する場合、データの取り出しに係る作業は、市又は映像の提供を受ける者が町内会の立会いのもと実施します。



設置されている防犯カメラがSDカードなどの記録媒体を内蔵するタイプの場合、データを提供する際、一時的に記録媒体をカメラから取り出すこととなります。この場合、映像の記録に支障がないよう、取り出した記録媒体の代わりとなるものは市で用意し、作業完了後に元の記録媒体に戻します。

また、一時的に使用した記録媒体に記録された映像データは、市で削除します。

(5) 映像の提供フロー図



10-⑥ 維持管理などの業務を委託する場合

設置した防犯カメラや関連機器類の維持や撮影された映像の管理などの業務を警備会社などに委託する場合は、業務の受託者にガイドラインや管理運用基準を遵守させる必要があります。



維持管理にかかる委託費用は、補助金の対象とはなりません。

業務を委託する際は、委託する業務の内容や経費などについて、十分に確認することが大切です。

◎ Q & A

Q 1 防犯カメラとはどのようなものですか？

本事業での防犯カメラとは、不特定多数の人が利用する道路や公園、広場などの公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止などを目的として特定の場所に設置して継続的に撮影、録画する機能を有する機器やその他の関連機器で構成されるものをいいます。
防犯カメラのタイプは、大きく分けて、「録画一体型カメラ（スタンドアローン型）」と「集中管理型（ネットワーク型）」の2通りに分かれます。

Q 2 市の補助金で設置できる町内会の数に制限はありますか？

申請書の提出をいただいた順に随時審査し、補助金交付の可否を判断させていただきます。ただし、予算額を超える申請があった場合には、翌年度以降の対象とさせていただきます可能性があります。

Q 3 映像閲覧のモニターは補助対象となりますか？

本事業が想定する防犯カメラは、犯罪の抑止などを目的として設置されるものであり、撮影された映像は、ガイドラインにおいてプライバシーへの配慮などから、設置者であっても映像を閲覧すること出来ないこととしていることから、モニターは補助対象となりません。

Q 4 市が所有する土地や建物へ防犯カメラを設置することは可能ですか？

防犯カメラの設置箇所として、個人が所有する敷地内や建物の壁面、電力事業者等が設置した電柱などの柱等への設置、市の土地や建物などへの設置が想定されます。

設置箇所の検討の際に、希望する設置場所の所有者と協議していただき、設置の同意や許可が必要になります。

なお、道路以外の市の土地や建物への設置は、それぞれの担当課と協議してください。

Q 5 撮影する範囲などに決まりはありますか？

防犯カメラの設置にあたっては、住宅の玄関や窓などの私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう、カメラの角度調整やマスキングの設定などを行い、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

また、撮影範囲となる住宅、店舗などから書面による同意が必要となります。

Q 6 提出書類の「撮影範囲を示す配置図」はどのようなものですか？

補助金交付申請時に提出していただく「撮影範囲を示す配置図」は、防犯カメラや表示板を設置する場所や向き、撮影範囲におけるマスキングの設定家屋や同意を得る必要のある家屋などを示す場所が判断できる内容であれば様式は問いません。（防犯カメラ設置及び管理・運用基準の配置図の例を参考としてください。）

Q 8 「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」はなぜ必要なのですか？

撮影された映像を誰もが自由に見ることができる体制では、プライバシーを侵害する

恐れがあります。

このため地域に設置される防犯カメラは、市が策定したガイドラインに基づいた、設置や管理・運用をしていただく必要があることから、設置者となる町内会における適正な設置や管理・運用のルールをガイドラインに沿って定め、関係者や地域住民が防犯カメラに対する共通の認識を持つことが必要です。

Q 9 防犯カメラを撤去したいときはどうすればよいですか？

補助金により設置した防犯カメラは、設置後、5年間は継続して運用していただくこととしており、5年以内に撤去する場合は、交付した補助金を返還していただく場合があります。

なお、撤去する際の費用は、設置した町内会で負担していただくことになります。

また、防犯カメラを電柱や街路灯に設置した後、その電柱や街路灯が移設されることとなった場合の防犯カメラの取り外しなど移設に係る費用についても町内会で負担していただくこととなります。そのため、事前に電柱・街路灯設置者に移設計画などについても確認しておくことが大切です。

※なお、電柱又は街路灯の破損や事故などにより、移設を求められる場合もあります。

Q 10 防犯カメラ設置の際に必要な同意書は、どこまでの人からもらう必要がありますか？

手順1－⑤で撮影された画像から撮影される映像の範囲内の住居や店舗について、事前に世帯主などから書面で同意を得る必要があります。同意を得る方は下記を参照願います。

戸建て住宅：世帯主

集合住宅：各戸の世帯主

店 舗：店舗等の責任者など

Q 11 外部から画像提供依頼があった場合は必ず提供しないといけないのですか？

撮影された映像の提供は、ガイドラインで示された事項のみに限ります。これらは、あくまでも提供することが「できる」旨を定めるものであり、これらに該当する場合であっても、法令に基づき提供することに強制力が伴うもの以外は、管理責任者が市と協議のうえ、提供することが適当かどうかを判断することになります。

恵庭市防犯カメラ設置 補助制度における 防犯カメラの設置及び 管理・運用に関するガイドライン

令和元年10月

恵庭市

はじめに

1. ガイドライン策定の経緯

恵庭市では、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成 21 年度に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止に向け取り組んできたところです。

また、これらの取り組みを市及び防犯協会をはじめとする地域活動団体、事業者等が単独あるいは連携・協働して継続的に実践してきた結果、刑法犯認知件数は減少傾向となっていますが、子どもや女性に対する声かけ事案等は後を絶たず、人の目によるソフト面での対応には限界があることから、犯罪を起こさせない環境づくりとして、ハード面での対策を合わせて行う必要があります。

このような状況の下、ハード面での有効的な対策として 24 時間態勢の防犯活動を可能とした防犯カメラの導入が全国的に増え、犯罪の抑止や地域における見守りの役割が期待されるほか、犯罪事件の解決に活用されるなど、今後はさらに設置・普及が進むことが見込まれています。

当市においても、地域の防犯活動を補完する対策として、市民の広場において多くの意見が出されたほか、町内会からの生活環境改善要望、或いは町内会連合会から、地域が防犯カメラを設置する際に、その設置費用の助成についての要望がされているところです。

しかしながら、防犯カメラで撮影された映像は、適正に管理されなければプライバシーが侵害されることとなることから、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する統一的な基準が求められており、本年、当市が実施した「恵庭市の治安及び公共空間に地域が設置する防犯カメラに対する市民意識調査」においても、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する基準を定めるべきとの意見が数多く寄せられています。

そこで、防犯カメラを設置される方がプライバシーに配慮した適切な設置及び管理・運用を図るとともに、撮影される個人の不安の解消を図るため「恵庭市防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」を策定いたしました。

防犯カメラの設置及び管理・運用に際しては、このガイドラインに基づきプライバシーに十分に配慮していただき、防犯カメラの適正な設置及び管理・運用を行ってください。

また、既に防犯カメラを設置している場合は、運用方法がこのガイドラインの趣旨に沿っているか点検し、必要に応じてガイドラインを参考に管理・運用基準を定めるなどしてください。

2. ガイドラインの目的

市の補助制度を利用して防犯カメラを設置する町内会・自治会（以下「設置者」という。）は、その設置目的（犯罪の防止等）を明確にし、ガイドラインに沿った運用を行い、その目的を逸脱した運用を行わないでください。また、次に掲げることに留意してください。

- (1) 防犯カメラの設置及び運用に関し、設置者が留意すべき事項を明らかに示すこと。
- (2) 防犯カメラを設置及び管理・運用するにあたり、適切な基準を設けて運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの有用性とプライバシーとの調和を図ること。

3. ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の掲げるとおりとします。

設置目的	犯罪の防止を目的に継続的に設置されるカメラ。 ※事故防止や防災を目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラはこのガイドラインを参考としてください。
カメラの機能	録画装置（CD・DVD・メモリーカード・HD等）を備えるカメラ。 ※録画装置を備えていないカメラは、映像の漏洩や目的外利用のおそれがないことから、このガイドラインの対象とはなりません。 ※特定の個人を識別することのできないカメラは、このガイドラインの対象になりません。
設置場所	道路、公園、広場など不特定多数の人が自由に利用し又は、通行する公共空間。 ※一般人が立ち入ることができない（マンション等の集合住宅の共用部分や工場の敷地内など特定の人だけの利用を想定）場所を撮影している場合は、対象外とします。 ※商店街、コンビニ・デパートや金融機関等に設置されている場合は、このガイドラインを参考として運用基準を定めるなどしてください。

防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

①設置の目的

防犯カメラの設置者は、設置目的（犯罪の防止等）を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないようにしてください。

②撮影範囲等

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な映像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めてください。

（１）個人や店舗の玄関、窓などから内部の私的空間が映らないように撮影範囲を設定してください。

※防犯カメラに私的空間が撮影された場合に、プライバシーを侵害したとして、カメラの撤去や損害賠償の対象となる場合があります。カメラの設置は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な空間が撮影されないように撮影範囲の角度調整やマスキングを施すなどして設置場所を定めてください。

③設置機器

設置するカメラは次に掲げる機能を備えていない機器としてください。

（１）特定の個人だけを識別するための映像等を自動的に照合する機能。

（２）音声を録音する機能。

※特定の個人を自動的に照合する機能や撮影された人の会話を録音した場合、プライバシーを侵害するおそれがあります。

④防犯カメラが設置していることの表示

市民等に、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知し、犯罪を抑止する効果を高めるために撮影対象区域やその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を分かり易く表示してください。

(1) 記入例:「防犯カメラ設置区域」、「防犯カメラ作動中」など

連絡先 恵庭市役所 〇〇—〇〇〇〇 設置者 〇〇〇〇 防犯カメラ設置区域	防犯カメラ作動中 SECURITY CAMERA IN OPERATION 設置者 〇〇〇〇 連絡先 恵庭市役所 〇〇—〇〇〇〇
--	---

⑤防犯カメラの管理責任者の指定

防犯カメラの適切な設置及び管理・運用を図るため、必ず責任の所在を明らかにしてください。

(1) 管理責任者を指定する。

※適切な設置及び管理・運用を行うため、管理責任者を定め、それ以外の者による防犯カメラの操作を禁止してください。

⑥防犯カメラの管理責任者の責務

防犯カメラの設置者には、次に掲げる責務があります。

- (1) 撮影された映像の適正な管理。
- (2) 撮影された映像の提供の制限。
- (3) 問合せや苦情等への対応。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び管理・運営に関し、必要な事項を講じること。

⑦撮影された映像の適正な管理

撮影された映像は、設置者においても見ることはできません。現在の撮影技術は、映像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、映像の複製や持ち出しを容易に行うことができます。

そのため、次に掲げる事項に留意し必要な措置を講じてください。

(1) 映像の流出、滅失、き損、改ざん等の防止を図るため、映像の保存期間は1か月以内としてください。また、安全管理の徹底のため、録画装置や録画媒体(CD、DVD、メモリーカード、HD等)、インターネットや無線を利用して運用する場合には、ウィルス対策やID、パスワードの設定(パスワードは市が設定し適正に管理します)、ソフトウェアの更新など必要な措置を講じてください。

※法令に基づく映像の提供について、1か月間程度の記録があれば十分な期間とされています。

(2) 映像の保管

録画装置や録画媒体、パソコンを保管する場合、管理責任者以外による操作や盗難を防止するため、施錠等により厳重に管理してください。また、⑨に掲げる項目以外による外部への持ち出しを禁止してください。

(3) 映像は、記録された状態のまま保存し、加工は行わないでください。

(4) 保存期間を経過した映像は速やかに消去又は上書きによる消去をしてください。また、記録媒体を廃棄する場合は、記録された映像の読み取りができないように、破碎するなど物理的な処理を行ってください。

※記録媒体を処分するときは、処分の日時、方法等について管理責任者を含め複数人で記録された映像が完全に消去されたことを確認し、維持管理記録表に記録し、いつ誰がどのような管理を行ったかわかるようにしてください。

⑧ 個人情報保護の遵守

防犯カメラにより撮影された映像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があります。防犯カメラの管理責任者は、防犯カメラの映像から知り得た情報をみだりに第三者にもらしてはいけません。

※防犯カメラの管理責任者の職でなくなった後においても同様となります。

⑨ 撮影された映像の提供の制限

市民等のプライバシー保護のため、第三者への映像の提供は禁止します。ただし、次のいずれかに該当する場合には提供できるものとします。

(1) 法令に基づく下記の照会があった場合。

① 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会。

② 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士からの照会。

※捜査関係事項照会書(刑事訴訟法第197条第2項)は任意捜査であるが、拒絶した場合は裁判所の搜索差押令状による差押も可能であることから強制的に提出させられる可能性があります。

※弁護士法23条の照会は、弁護士が受任している事件について、公務所又は公私の団体に必要な事項の報告を求めることを申し出ることができるもので、照会を受けた団体は、正当な理由がない限り照会された事項について報告する義務があります。

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。

※個人情報の保護に関する法律の規定では、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合(本人の同意を得る間がない)と認められるとき(行方不明者の安否確認など)は、個人情報を利用することができる余地があります。提供する場合は、相手方の身元を確認する等個人情報の保護に十分配慮してください。

(注) 設置者は、映像の提供依頼があった場合には、提供する相手方の身分を確認し、提供の可否について市と協議を行うとともに提供する場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等の映像提供記録書を作成、保管するなど適正に処理してください。

⑩ 問合せや苦情等への対応

市と設置者は、防犯カメラの設置及び管理・運用に対する苦情や問い合わせについて、互いに連携し、市民等の不安を解消するため、迅速かつ誠実に対応するものとします。

⑪業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、機器の維持管理や警備業務を委託する場合は、受託者にこのガイドライン及び管理・運用基準を遵守させ、適正な設置、管理及び運用を徹底させてください。

管理、運用基準の作成等

① 設置及び管理・運用基準の作成

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容に沿った防犯カメラの設置及び管理・運用基準を作成してください。

※参考例：別紙のとおり

②設置及び管理・運用基準の遵守

防犯カメラの設置者は、管理責任者に対して、このガイドライン及び自ら定める運用基準を遵守させるとともに、研修等を実施するなど適正指導を行ってください。

防犯カメラ設置及び管理・運用基準(参考)

(趣旨)

1 この基準は、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせるまちの実現と個人のプライバシーに配慮し、〇〇〇〇〇〇に設置する防犯カメラについて、適正な設置及び管理並びに運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

2 防犯カメラは、〇〇〇〇〇〇における犯罪の発生の未然防止及び安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のために設置する。

※ガイドライン留意事項①参照。

1、2において、町内会・自治会名及び設置の目的を記載する。

(設置場所)

3 別紙、配置図のとおり〇〇〇〇〇〇に〇〇台の防犯カメラを設置する。

※別紙「配置図の例」及びガイドライン留意事項②参照(配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します)。

(設置の表示)

4 別紙、配置図のとおり〇〇〇〇〇〇に「防犯カメラ作動中」「防犯カメラ設置区域」と記載した表示板を掲示する。

※別紙「表示の例」及びガイドライン留意事項④ー(1)参照。

3、4において、町内会・自治会名が設置する防犯カメラの位置及び台数と表示板の設置場所を記載する。

(管理責任者)

5 防犯カメラの適正な設置及び管理並びに運用を図るため、管理責任者を置く。

(1)管理責任者は、〇〇〇〇〇とする。

※ガイドライン留意事項⑤参照。

5において、管理責任者名を記載する。

(管理責任者の責務)

6 防犯カメラの管理責任者の責務は次に掲げるとおりとする。

ア 撮影された映像の適正な管理。

イ 撮影された映像の提供の制限。

ウ 問合せや苦情等への対応。

エ その他防犯カメラの適正な設置及び管理並びに運用に関し、必要な事項を講じること。

※ガイドライン留意事項⑥参照。

(映像の管理)

7 管理責任者は、次に掲げる事項により映像を管理し、閲覧しないものとする。

(1)録画装置の保管場所は〇〇〇〇〇〇とする。記録媒体は、保管庫に保管し、外部への持ち出しは禁止する。

保管場所へは、管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2)映像の不必要な複写は禁止する。また、映像は記録された状態のまま保存し、加工は行わない。

(3)映像の閲覧や機器の管理を行うためのパスワード等は、市が設定し適正に管理する。

7-(1)において、保管場所の住所を記載する。防犯カメラの保存場所はカメラ本体や管理室など防犯カメラの仕様により異なるため実際に記録媒体のある場所とする

(4) 映像の保存期間は〇〇〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(5) 保存期間を経過した映像は速やかに消去又は上書きによる消去をしてください。また、記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で行い、記録された映像の読み取りができないように、破砕するなど物理的な処理を行い、その日時及び方法等を記録する。

※別紙「記録媒体処理簿」及びガイドライン留意事項⑦参照。

7-(4)において、映像の保存期間は、法令による映像の提供期間は概ね1か月程度の記録があれば十分とされているので、それ以内としてください。

8 映像の利用及び提供の制限

(1) 記録された映像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく下記の照会があった場合。

① 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会。

② 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士からの照会。

イ 人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。

(2) 閲覧、提供にあたっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに市と提供の可否について協議を行い提供する場合には、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等を記録し保存する。

※別紙「映像提供記録書」及びガイドライン留意事項⑨参照。

9において、プライバシー保護に配慮した防犯カメラの運用に関して必要な規定内容をとりまとめ、回覧等により町内会・自治会において周知する。

9 町内会・自治会内での情報共有を図るため、防犯カメラの運用に関する必要な事項について、回覧等を利用して地域内の住民に周知する。

※別紙「防犯カメラの運用に必要な規定内容表」参照。

10 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、〇〇か月毎に保守点検を行う。

10において、防犯カメラの機能及び効果を継続的に持続させるため、事業者が推奨する期間内において保守点検を実施する。
※補助要件としている期間は適切に維持管理してください。

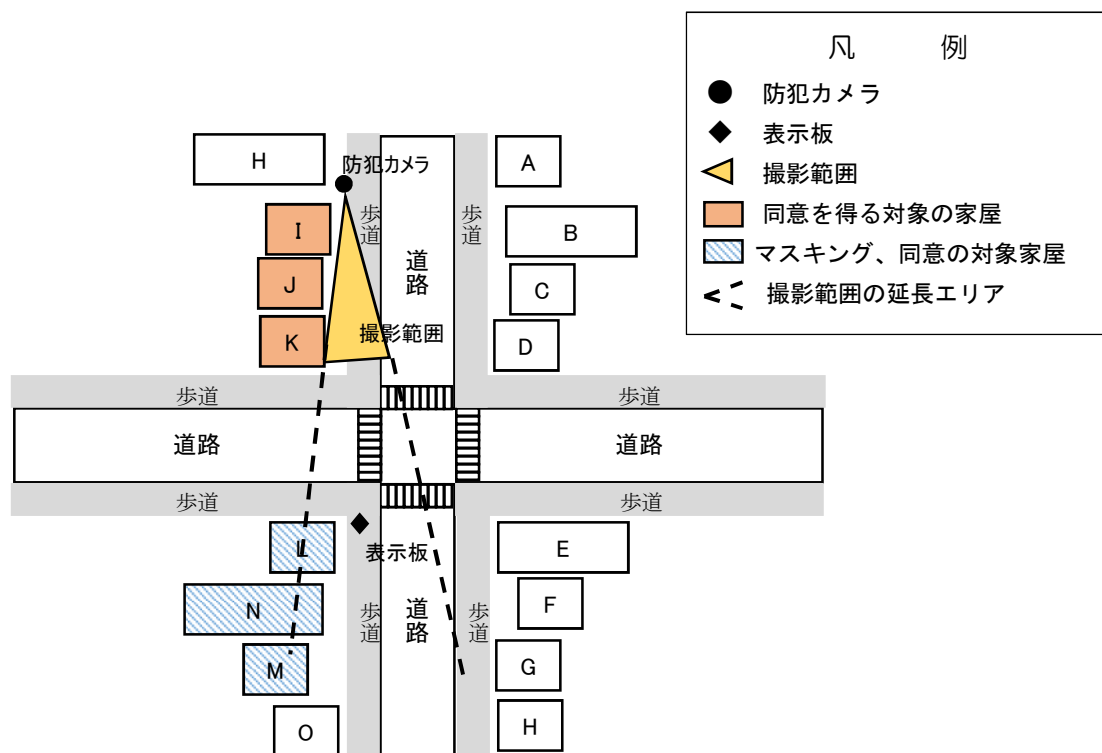
11 問い合わせ、苦情等への対応

防犯カメラの管理責任者は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情について、市と連携して、誠実かつ迅速に丁寧に対応し、適切な措置を講じる。また、問い合わせや苦情等があった場合には、処理簿により記録し今後の参考とする。

※別紙「問い合わせ・苦情等処理簿」、「問合せや苦情などに対する対応フロー」及びガイドライン留意事項⑩参照。

11において、問合せや苦情などについて、市と連携して対応する。
※8ページの対応フロー図により、市と連携や協議し対応することとします。

【配置図の例】



※防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲について例のように記載してください。

※防犯カメラの撮影範囲の画像を確認し、画像に住宅等が入る場合には、撮影される家屋等の住民に同意を得て、私的な空間へのマスキングをしてください。

【表示の例】



【防犯カメラの運用に必要な規定内容】

項 目	規 定 内 容
防犯カメラの設置場所	(記載例) ※〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 民有地内
防犯カメラの設置台数	(記載例) ※〇〇町内会・自治会内 〇台
防犯カメラの設置の明示	防犯カメラの撮影区域内に〇〇枚 設置 (表示内容) ・防犯カメラ設置中(実際に表示している表現で起債) ・防犯カメラ管理責任者(役職名で可) ・連絡先(電話番号)
防犯カメラの管理責任者	役職名 氏名 〇〇 〇〇 連絡先 〇〇—〇〇〇〇
映像表示装置の有無	設置あり ・ 設置なし (該当に〇印)
映像装置の有無	設置あり ・ 設置なし (該当に〇印) 録画装置の記録媒体の種類 (記載例) ※CD・DVD・メモリーカード・HD等と記載
映像データの保存期間	保存期間 〇〇日間 映像データ消去日 (記載例) ※毎週〇曜日 毎月第〇〇曜日 等
問い合わせ・苦情処理担当者	役職名 氏名 〇〇 〇〇 連絡先 〇〇—〇〇〇〇

※プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの運用に関して必要な事項を掲示します。

【映像提供記録書】

提 供 日 時	令和 年 月 日 時 分	
提 供 先	名称(機関名)	
	所属・職・氏 名	
	連 絡 先	
カメラ設置場所	恵庭市	
提 供 理 由	1 法令に基づく照会があった場合(刑事訴訟法第197条第2項・弁護士法第23条の2第2項) 2 人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合	
提供するデータ (記録日時)	① 令和 年 月 日 時 分～令和 年 月 日 時 分まで	
	② 令和 年 月 日 時 分～令和 年 月 日 時 分まで	
	③ 令和 年 月 日 時 分～令和 年 月 日 時 分まで	
録 画 時 間	時間 分 秒	
提 供 方 法	☐ 閲覧のみ ☐ 記録媒体複製 ☐ その他	
提 供 理 由		
身 元 確 認		
そ の 他		
記 入 者	氏 名	印

※外部提供・開示に際してのチェックリスト

1. 防犯カメラの設置、管理及び運用基準に挙げられた提供理由に当てはまっているか？
☐ 1 法令に基づく下記の照会があった場合。 ☐ ① 刑事訴訟法第197条第2項 ☐ ② 弁護士法第23条の2第2項 ☐ 2 人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。
2. 相手方の身分確認を行ったか？
3. 映像データの提供要請を文書で行ったか？
4. 映像データの提供について、映像提供記録書を作成したか？
備考

【問い合わせ・苦情等処理簿】

日 時	令和 年 月 日 時 分	
送 話 者	氏 名	
	連 絡 先	
受 話 者	恵庭市〇〇〇〇町内会・自治会 氏名:〇〇 〇〇	
処 理 事 項		

【記録媒体処理簿】

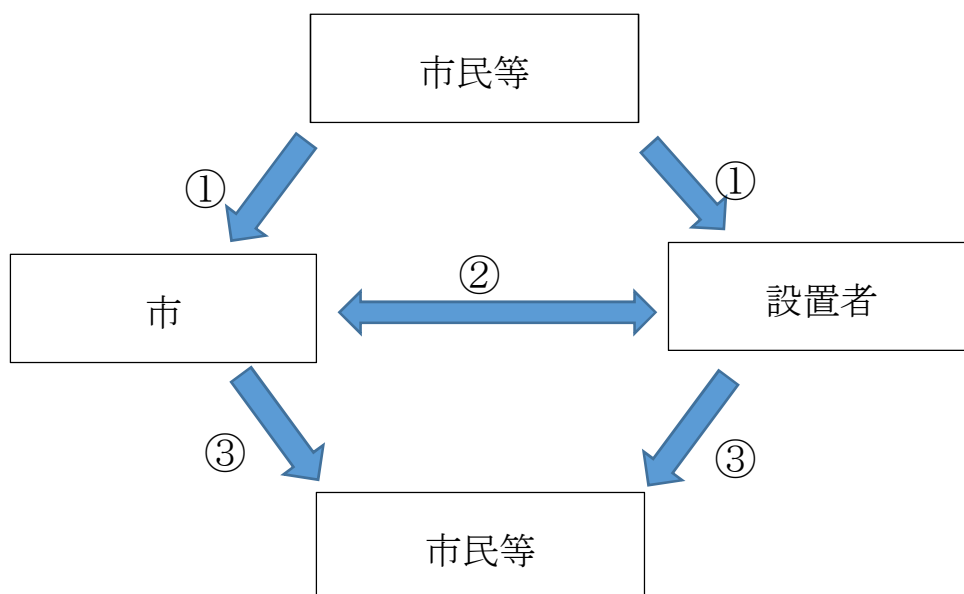
廃 棄 日 時	令和 年 月 日 () 時 分				
廃棄の対象となった 防犯カメラ	設置位置				
廃棄媒体の種類	HDD CD DVD SD カード メモリーカード その他()				
廃棄した者 (氏名・役職)	氏名		管理責任者		
	氏名		()		
	氏名		()		
	氏名		()		
処 分 方 法					
備 考					

【問合せや苦情などに対する対応フロー】

市民等からの問合せや苦情への対応は、受理先（市又は設置者）が対応者となる内容と、設置者と市が協議し、対応を引継ぐことが必要な内容に分かれることから、内容別による対応者の区分と対応フローを下図のように整理していきます。

なお、この内容区分にない事項は、設置者と市で協議のうえ対応することとします。

【対応フロー図】



- ①市民等からの苦情・問い合わせの受理
- ②内容に応じて設置者と市が連携・協議又は対応の引継ぎ
- ③市民等への対応
- ④問い合わせ・苦情等処理簿へ記録

内容区分	対応者	
	設置者	市
ガイドラインに関すること		○
補助制度に関すること		○
防犯カメラの設置及び管理運用基準に関すること	○	
防犯カメラ設置の決定に関すること	○	
防犯カメラ設置場所の決定に関すること	○	
設置者における映像の管理や保管など運用に関すること	○	
映像の閲覧や提供に関すること	○	

※この内容区分にない事項は、設置者と市が協議し対応する。

補助金に関する 様式の記入例

様式第 1 号（第 8 条関係）

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和2年 1 月 5 日

恵庭市長

申請者 団 体 名 恵庭町内会 恵庭町内会
代表者氏名 会長 恵庭太郎 会長の印
住 所 恵庭市 京町 1 丁目 1 番地 1
電 話 番 号 33-3131

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名	恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金			
補助金交付申請額	160,000円		補助事業の総額	200,000円
事業の内容	実施期間	令和2年 1 月 5 日から令和2年 3 月 10日まで		
	設置場所	恵庭市京町2丁目1番地1		
管理責任者	氏名	恵庭 太郎	電話番号	33-3131
	住所	恵庭市京町1丁目1番地1		
	町内会での役職	町内会長		
防犯カメラ設置に関する議決の状況	議決年月日	令和2年 1 月 4 日		
	会議等の名称	令和2年 町内会総会		

事業にかかる収支予算

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
町内会自己資金	40,000 円	機器購入費	140,000 円
市の補助金	160,000 円	表示板購入・設置費	20,000 円
	円	設置工事費	40,000 円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計	200,000 円	合 計	200,000 円

様式第8号（第10条関係）

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金変更・中止承認申請書

令和2年 2月15日

恵庭市長 様

申請者	団 体 名	恵庭町内会	恵庭町内会 会長の印
	代表者氏名	会長 恵庭 太郎	
	住 所	恵庭市 京町 1 丁目1番地 1	
	電 話 番 号	33-3131	

令和2年 1月13日付けで交付決定のあった恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金について、事業の変更・中止の承認を受けたいので、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名 : 恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金
- 2 変更・中止の理由 防犯カメラ設置方法を変更するため
- 3 変更・中止の内容 防犯カメラの設置を電柱への共架から自立の専用柱での設置へ変更
- 4 補助金申請額

変更前	160,000 円
変更後	160,000 円

様式第10号（第11条関係）

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付申請書

令和2年1月20日

恵庭市長 様

申請者 団体名 恵庭町内会
代表者氏名 会長 恵庭 由良 恵庭町内会
住 所 恵庭市京町1丁目1番地1 会長の印
電話番号 33-3131

事業名 恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金

令和2年1月13日付け(記号)第10号指令で交付決定のあった恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金について、概算額の交付を受けたいので、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付決定額 : 160,000円
2. 既概算交付額 : 0円
3. 今回概算交付申請額 : 150,000円
4. 申請の理由 : 事業の実施において、必要となるため

様式第11号（第11条関係）

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金概算額交付請求書

令和2年 1 月 30 日

恵庭市長 様

令和2年 1 月 25 日付け（記号）第 15 号指令で概算額交付決定のあった恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金について、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

債権者氏名	郵便番号	061 - 1498	請求印
	住 所	恵庭市京町 1 丁目1番地 1	恵庭町内会 会長の印
	電話番号	33 - 3131	
	（ふりがな） 団 体 名	えにわちようないかい 恵庭町内会	
	（ふりがな） 代表者名	かいちょう えにわ たろう 会長 恵庭 太郎	

下記の口座に振込をお願いいたします。

概算交付 決定額	160,000 円		
請求金額	150,000 円		
送金先	振込先金融機関名	恵庭銀行	
	支店名・口座の種類	中央 支店	普通 ・ 当座
	口座番号	1235679	
	（ふりがな）	えにわちようないかい かいちょう えにわ たろう	
	口座（通帳）の名義人	恵庭町内会 会長 恵庭 太郎	

【注意事項】

- 1 請求印は、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金申請書（様式第 1 号）と同一の印鑑を使用してください。
- 2 通帳（振込先支店名・口座番号・口座名義人等が確認できるもの）を提示してください。

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金実績報告書

令和2年3月10日

恵庭市長 様

申請者 団 体 名 恵庭町内会
 代表者氏名 会長 恵庭太郎
 住 所 恵庭市京町1丁目1番地1
 電 話 33-3131

恵庭町内会
 会長の印

令和2年1月10日付け恵生環第10号指令をもって交付決定のあった恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金に係る実績報告について、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業名	恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金		
事業の実施期間	R2年1月5日からR2年3月10日まで		
補助金交付申請額	160,000円	補助金交付決定額	160,000円
補助事業の決算額	200,000円		

事業にかかる収支決算欄

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
市の補助金	40,000円	機器購入費	140,000円
町内会自己資金	160,000円	表示板購入・設置費	20,000円
	円	設置工事費	40,000円
	円		円
	円		円
合 計	200,000円	合 計	200,000円

添付書類

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第16号（第 16 条関係）

恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付請求書

令和 2 年 3 月 31 日

恵庭市長 様

令和 2 年 3 月 31 日付け(記号)第 22 号指令で確定のあった恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金について、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付要綱第 2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

債権者氏名	郵便番号	061 - 1498	請求印 恵庭町内会 会長の印
	住 所	恵庭市京町 1 丁目1番地 1	
	電話番号	33 - 3131	
	(ふりがな) えにわちょうないかい 団 体 名 恵庭町内会		
	(ふりがな) かいちょう えにわ たろう 代表者名 会長 恵庭 太郎		

下記の口座に振込をお願いいたします。

交付確定額	1 6 0 , 0 0 0 円		
概算払を受けた額	1 5 0 , 0 0 0 円		
請求金額	1 0 , 0 0 0 円		
送金先	振込先金融機関名	恵庭銀行	
	支店・口座の種類	中央 支店	普通 ・ 当座
	口座番号	1 2 3 5 6 7 9	
	(ふりがな)	えにわちょうないかい かいちょう えにわ たろう	
	口座(通帳)の名義人	恵庭町内会 会長 恵庭 太郎	

【注意事項】

- 1 請求印は、恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第 1 号）と同一の印鑑を使用してください。
- 2 通帳（振込先支店名・口座番号・口座名義人等が確認できるもの）を提示してください。

様式第5号（第8条関係）

恵庭 町内会・自治会 様

防犯カメラ設置における撮影同意書

私は、下記のとおり 恵庭 町内会・自治会が地域防犯のために設置する防犯カメラについて、
下記の確認事項について確認し、映像に住居（店舗）の全部又は一部が映りこむことについて
同意します。

記

1. 設置者 恵庭 町内会・自治会
2. 管理責任者 恵庭 太郎
3. 設置場所 恵庭市 京町3丁目1番地1
4. 確認事項
 - ☒ 町内会が定める管理運用基準
 - ☒ 撮影（予定）画像
 - ☒ 私的な空間の映り込みを防ぐマスキングの設定範囲

同意年月日 令和元 年12月28日

住 所 恵庭市 京町3丁目1番地3氏 名 京町 花子電 話 番 号 34-7008

京町

任意様式

防犯カメラ設置場所に関する承諾書

令和元 年12月28日

設置者 恵庭 町内会

会長 恵庭 太郎 様

承諾者 漁 三郎

漁印

住 所 恵庭市 京町3丁目1番地1

下記の恵庭市公共空間防犯カメラ設置補助金により設置される防犯カメラの設置場所として、私が所有する土地・建物壁面等を使用することについて承諾します。

記

1. 設 置 者 恵庭 町内会

2. 管 理 責 任 者 恵庭 太郎

3. 設 置 場 所 恵庭市 京町3丁目1番地1

区分 土地 ・ 家屋（壁・屋根・（ ））・物置・車庫・その他

4. 承諾する期間 承諾する日から防犯カメラ及びその設備がある期間

※ただし、上記の期間中であっても、事情により移設又は撤去するよう申

出を行った場合は、設置者はこれに係る協議に応じるものとする。

5. 備 考

防犯カメラ参考機種一覧

		画像の保存先タイプ別	映像画素数	保存日数	データ保護		撮影範囲の マスキング機能	本体価格（上）	備 考	参考メーカー
					ID設定	PASS設定		設置費用（下）		
スタン ドア ロ ン 型	1	SDカード等の記録媒体内臓型 型番(DS-2CD2025FWD-I)	207万画素	7日以上	有り	有り	有り	¥ 72,500	SDカード含む	HIKVISION
								¥ 77,500		
	2	SDカード等の記録媒体内臓型 型番(Axis M2025-LE)	210万画素	7日以上	有り	有り	有り	¥ 85,000	SDカード含む	Axis
								¥ 250,000		
	3	SDカード等の記録媒体内臓型 型番(Axis P1435-LE)	210万画素	7日以上	有り	有り	有り	¥ 140,000	SDカード含む	Axis
								¥ 260,000		
	4	SDカード等の記録媒体内臓型 型番(QNO-6070KRN)	200万画素	7日以上	有り	有り	有り	¥ 153,000	SDカード含まず	兼松
								¥ 200,000		
ネッ ト ワ ー ク 型	5	ネットワーク型(記録媒体が他の場所) 型番(IPC2322EBR5-DYPZ-C)	207万画素	30日以上	有り	有り	有り	¥ 360,000	1TBのHDD	ATSUMI
								¥ 200,000	電源取得作業含	
	6	ネットワーク型(記録媒体が他の場所) 型番(WV-S1511LNJ)	240万画素	30日以上	有り	有り	有り	¥ 360,000	1TBのHDD	PANASONIC
								¥ 200,000	電源取得作業含	

※この一覧に掲載している防犯カメラは、補助の対象となる要件を満たした機種の一部を掲載しています。掲載以外の防犯カメラでも要件を満たしている場合は、補助の対象となります。

※機種価格には、カメラ本体のみの価格を掲載しております。設置方法などにより価格変動します(表示価格は税抜き価格です。消費税は別途かかります。)

※設置費用は、電柱等へ共架する場合の設置に係る費用を掲載しています。設置方法により価格は変動します。

問合せ先

恵庭市生活環境部生活環境課 電話 33－3131 内線 1181

担当 濱田・金子